

特優賃 期間限定入居促進プランの概要（平成26年度）

| | 特優賃ハッピー応援プラン・特優賃ハッピー応援プランミニ・特優賃ハッピー応援プランミニミニ | | | | フリーレント |
|-----------|---|--|--|---|--|
| | 新婚ネオライフプラン | 子育て安心プラン | シルバー同居交流プラン | 生活ラクとくプラン | |
| 目的 | 少子化の進展に対応し、特優賃の立地特性を生かして新しい世帯の独立を支援することを目的とする。 | 少子化の進展に対応し、平均専有面積が65㎡を上回る特優賃の面積特性を生かして子育て世帯を支援することを目的とする。 | 高齢化の進展に伴い、施設介護から在宅介護への転換が図られるなか、老親を扶養する世帯を支援することを目的とする。 | 新たな生活を始める世帯の家計の負担軽減を支援することを目的とする。 | 入居当初に必要な家賃負担を軽減し、家計を応援することにより、優良な賃貸住宅ストックを有効活用することを目的とする。 |
| 実施期間 | 平成27年2月1日～平成27年4月30日(共通) ※ただし、フリーレントの②加算補助については、加算補助対象住宅に、平成27年2月末までに申込み、同年3月末までに契約したものに限り。 | | | | |
| 対象者(対象資格) | ①上記期間に対象住宅へ新規入居申込みをする世帯。(共通) | | | | |
| | ②契約時点で婚姻成立後2年以内の世帯、もしくは契約日から3か月以内に入籍可能な婚約中の世帯。 | ②契約時点で中学校卒業前の子供を扶養し、同居する世帯、または資格審査時点で、母子手帳により出産予定が確認できる世帯。※出産予定の場合は出産後、適用。 | ②60歳以上の親と同居するために新たな賃貸住宅を必要とする世帯。 | ②他3プランが適用されない世帯。 | ②対象住宅へ1年以上継続して入居する世帯。 |
| 対象住宅 | ①ハッピー応援プラン(期間限定補助増額：月額3万円補助/生活ラクとくプランは月額2万円補助)対象 26住宅(借上型 22住宅/直接型 4住宅) ②ハッピー応援プラン(通常補助：月額2万円補助/生活ラクとくプランは月額1万円補助)対象 11住宅(借上型 9住宅/直接型 2住宅) ③ハッピー応援プランミニ(期間限定補助増額：月額2万円補助/生活ラクとくプランは月額1万円補助)対象 4住宅(借上型 3住宅/直接型 1住宅) ④ハッピー応援プランミニ(通常補助：月額1万円補助/生活ラクとくプランは月額5千円補助)対象 15住宅(借上型 12住宅/直接型 3住宅) ⑤ハッピー応援プランミニミニ(期間限定補助：月額5千円補助/一律)対象 5住宅(借上型のみ) (詳細は別紙プラン一覧表参照) | | | | ①基本補助 57住宅 (借上型 48住宅/直接型 9住宅) ②加算補助 43住宅 (借上型 39住宅/直接型 4住宅) (詳細は別紙プラン一覧表参照) |
| 補助内容 | ①一般入居者負担額に対して、上記「対象住宅」欄に記載の月額補助額を限度に補助する。 ②入居者負担額の最低負担限度額は月額50,000円(共益費は含まない。)とする。 ③借上型特優賃の補助期間は、適用資格を確認した後、翌月から対象住宅の特優賃管理終了時(特優賃の用途廃止又は、借上契約の解除の時を含む。)までとする。 ④直接型特優賃の補助期間は、適用資格を確認した後、翌月から60ヶ月、対象住宅の特優賃管理期間が60カ月に満たない場合はその期間とする。 ⑤複数の資格に該当する場合でも、いずれか1プランのみの適用とする。 ⑥期間中において、対象住宅が変更となる場合があります。 ⑦アメニティコート甲子園Ⅱの2DKはハッピー応援プランミニ(通常補助)、2LDK及び3LDKはハッピー応援プラン(通常補助)の対象とする。 ⑧フラット入居者負担額の対象住宅のうち、一部の住宅についてはハッピー応援プランミニ(通常補助)またはハッピー応援プランミニミニ(期間限定補助)を併用することができる。(詳細は別紙プラン一覧表参照) | | | | ①基本補助 入居から(月途中の契約を除く)当初1か月間の入居者負担額の支払を免除する。(共益費は対象外) ②加算補助 入居から(月途中の契約を除く)当初1か月間または上記①に1か月間加算して入居者負担額の支払を免除する。(共益費は対象外) |
| 補助の開始と終了 | ①入居月(月途中の入居の場合は、翌月)から所定の期間で補助する。(日割補助は行わない。)また、退去時も日割補助は行わない。 ②フリーレントとの併用となる場合は、フリーレントによる入居者負担額支払免除の翌月から所定の期間で補助する。 | | | | ①入居月(月途中の入居の場合は翌月)から所定の期間とする。 |
| 資格の確認 | ①入籍条件は、入籍後の戸籍謄本・抄本又は住民票により確認する。 | ①課税証明書、住民票等により確認する。 ②資格審査時に母子手帳により確認した場合は、出生後の住民票により確認する。 | ①入居後の入居者全員の住民票により確認する。 | ①入居後の入居者全員の住民票により確認する。 | |
| 留意事項 | ①結婚予定での入居の場合、入籍を確認後の翌月から補助を開始する。 ②単身で申込み、入居後に結婚・入籍した場合は、補助の対象としない。 ③当プランの補助交付期間中であっても、婚姻関係が無くなった場合は、その該当月から補助を打ち切る。 | ①出産予定での入居の場合、子供の出生確認後の翌月から補助を開始する。 ②当プランの補助交付期間中であっても、対象となる「子」が転出、死亡した場合は、その該当月から補助を打ち切る。 ③一般申込により入居した後に、出生や養子縁組等により「子」と同居する場合は、補助の対象としない。 | ①一般申込により入居した後に、「親」と同居する場合は、補助の対象としない。 ②当プランの補助交付期間中であっても、「親」が転出、死亡した場合は、その該当月から補助を打ち切る。 ③同居する「親」とは、契約者又は、その配偶者の親とする。 | ①資格審査時に「新婚ネオライフ」、「子育て安心」、「シルバー同居交流」に適合しないと判断すれば「生活ラクとく」を適用する。 | ①賃貸借契約時に以下の内容の特約を締結する。 ア. 契約後、所定の期間分に限り、契約日より1年間賃料の支払を猶予する。 イ. 1年以上入居を継続し、且つその間家賃滞納がなかった時は、猶予した賃料の支払を免除する。 ウ. 契約期間が1年に満たず退去する場合、または契約日より1年以内に賃料を滞納した時は、猶予された賃料を支払うこと。 |
| 共通事項 | ①現に公社特優賃に入居している世帯は、対象としない。 ②理由の如何を問わず、当該住戸の「特優賃の認定が取り消された場合」には補助を打ち切る。 ③不正等により補助を受けていることが判明した場合には、その時点まで遡って補助金相当額を請求する ④申込み後、3か月以内に契約(入居)できる世帯を対象とする。 | | | | ①申込み後、3か月以内に契約(入居)できる世帯を対象とする。 |